

一定年齢以上運転士の駅掌業務への従事について

令和 7 年 10 月 22 日の対局交渉において、継続協議となっていた「一定年齢以上運転士の駅掌業務への従事」について、この間の協議を踏まえ、下記のとおりとする。

記

一定年齢以上運転士の駅掌業務への従事

- ・ワンマン化による人員体制の移行後も、継続的にジョブローテーションを実施するため、一定年齢以上（当面 60 歳以上）の運転士については、原則として駅掌業務に就くこととするが、希望する職員については、運転士としての直近 1 年間の勤務実績、資質管理（身体機能、精神機能等）に問題がなければ、運転業務を継続できることとする。（令和 7 年度は駅掌研修後、以降は 4 月 1 日に異動）
- ・定年延長中の運転士（資質管理に問題のない職員に限る）が駅掌業務に従事する場合は職種名を「駅務士」とし、非常時において、必要な研修等を行い運転業務に復帰する場合がある（この場合は号給調整を行わない）。
- ・上記を除く運転士が駅掌業務に従事した場合の職種名は、「駅掌」とする（定年延長中の職員は号給調整を行う）。
- ・なお、運転士（55 歳以上 59 歳以下）から駅掌への希望転任制度を検討し、令和 8 年度より運用することとする。
- ・定年の引き上げが完成する令和 13 年度末まではこの取扱いとする。